

地方分権改革の推進に向けた提言

平成21年3月

神奈川 県
愛知 県
大阪 府

第二期地方分権改革については、地方分権改革推進委員会が、昨年5月に「第1次勧告」を、続いて、同年12月に「第2次勧告」を取りまとめた。

今後、年度内に、政府が、国の出先機関の改革を実現するための工程を明らかにした計画を策定することになっているが、国の出先機関の改革については、国の行革の地方への押し付けではなく、真の分権型社会の構築に向けた第一歩となるよう、更なる権限移譲を進め、それを通じて地域住民によるガバナンスの確立を図るべきである。

そして、今春に予定されている「第3次勧告」は、第2次勧告を踏まえた「義務付け・枠付けの見直し」の具体的な措置内容とあわせて、地方税財政制度改革が中心となることから、分権改革の核とも言うべき自治財政権の確立に極めて重要なものとなる。

我々三府県は、三大都市圏に位置する府県として共通する地域課題を抱えている。また、それぞれの地域のこと、更には地域をまたがることについても、地域で考え決定し、自らその責任を負う決意をもっている点でも認識を一にしている。

以上の認識のもと、真の地方分権改革を強力に推進するため、国の出先機関の改革に関する計画策定及び「第3次勧告」に向けて、政府及び地方分権改革推進委員会が次の事項に取り組むことを提言する。

平成21年3月6日

神奈川県知事 松 沢 成 文
愛知県知事 神 田 真 秋
大阪府知事 橋 下 徹

1 国から地方への事務・権限の移譲について

(1) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲については、これまでの勧告では十分でないことから、一層の移譲を進めること。

(2) 地域の実情に応じた事務・権限移譲に関わる制度の創設

全国一律の事務・権限の移譲に加え、主体的に政策を立案・実施しようとする意欲ある地方自治体の要請に応じて、国から地方へ事務・権限を移譲する特例制度を創設すること。

(3) 事務・権限の移譲に見合う財源の確保

事務・権限の移譲と財源の確保は一体不可分であることから、税源移譲をはじめ、事務・権限の移譲に見合う所要の財源の確保について、地方との協議を行い、その意見を踏まえながら、その具体的な仕組みや工程を明らかにすること。

(4) 人材の移行に係る地方との協議

国の人材の地方への移行に際しては、事務の集約化等による効率化・スリム化を行った上で、定数や処遇等に係る一定のルールを地方との協議により定めること。

2 国の出先機関の見直しについて

(1) 国の出先機関改革における数値目標の明示

国の出先機関の改革に関する計画（工程表）の策定に当たっては、徹底した行政改革によるスリム化を前提として、少なくとも「第2次勧告」に示された職員の「3万5,000人程度」の削減は確実に実施されるよう、数値目標を明確に盛り込むこと。

(2) 地方振興局（仮称）等の規模の極小化

地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）及び地方厚生局については、事務・権限の移譲を徹底した上で、そのあり方を検討し、統合する場合は、事務・権限を真に国が実施すべきものに限定し、組織の規模を極小化すること。

(3) 都道府県域を越える事務・権限の移譲

当面、地方振興局（仮称）等に残る都道府県域を越える事務・権限については、国の出先機関の事務として固定的に考えることなく、広域連合等地方への移譲を進めることができるような法制度の充実を図ること。

(4) 地域振興委員会（仮称）の実効性確保

「地域振興委員会（仮称）」を設置する際には、関係都道府県知事等を構成員とした法設置の委員会とし、会議の公開を原則とし、その協議において地方の意見が十分に尊重されるようにすること。

3 地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大について

(1) 義務付け・枠付けの見直し

「義務付け・枠付け」については、地方の自由度を拡大する視点から、廃止を前提とした措置とすること。

また、法律だけでなく、政省令についても見直しを徹底すること。

さらに、勧告が対象とした自治事務だけでなく、法定受託事務についても見直しの対象とすること。

(2) 地方の自主性を阻害する新たな制度等への対応

地方自治体への新たな「義務付け・枠付け」や負担を伴う事務事業等については、「（仮称）地方行財政会議」を法律により設置し、その企画・立案段階から地方と協議を行うこと。

4 地方税財政制度改革について

(1) 国と地方の税源配分の見直し

国と地方の適切な役割分担に応じ、地方における歳出規模と地方税収入の乖離の解消に向け、まずは、国税と地方税の税源配分が5：5となるよう、税源移譲を行うこと。

その際には、地方消費税の充実を含む税制の抜本的改革を行い、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

地方法人特別税は、本来、地方固有の財源であることから、都道府県の基幹税である法人事業税として、速やかに復元すること。

(2) 大都市圏の需要に対応した税財源の確保

地方税財政制度の見直しに当たっては、地方が必要とする一般財源総額を確保すること。また、大都市圏の行財政需要を的確に反映した配分の仕組みを構築すること。

(3) 地方共有税の導入

地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」に改め、充実を図ること。

(4) 国庫補助金及び国直轄事業負担金の廃止

国庫補助金の見直しに際しては、事務の執行に必要な税源を移譲した上で、補助率の引下げではなく、当該補助金を廃止する手法により推進すること。

直轄事業負担金は、事業主体である国が負担すべきであり、責任の明確化のためにも廃止すること。